

令和5年 第2回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年2月 9日					
3. 開催通知の期日	令和5年2月 9日					
4. 招集期日	令和5年2月28日					
5. 招集場所	役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	5	山口 剛	欠	14	齊藤蝶次郎	出
	6	望月美知子	出	15	佐藤次雄	出
	7	福井敏彦	出	16	白鳥金次	出
	8	渡辺輝子	出	17	湯本貴文	出
	9	湯本 浩	出	18	上原 仁	出
	10	藤浦忠広	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

1 1. 報告事項

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

1 2. 提出議案

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

1 3. その他

農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

令和5年度下半期農地流動化補助金について

<開会>

会長代理 それでは、定刻となりますので、これより令和5年第2回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

まず初めに、本日欠席者、山口委員より欠席という報告がありましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、招集者挨拶ということで、山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

今日は大変暖かく、雪解けも一段と進んだ陽気ですけれども、このまま明日から3月に入って、一層春が近づくのではないかと思われる時期になってまいりましたけれども、これから忙しくなる中、皆さんに協力いただきまして、また農業委員活動のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、の状況ですけれども、2月1日ですか、中野市の豊田公民館にて令和4年北信農業委員会協議会研修会ということで行われました。また、皆さん農業委員、推進委員の方、都合をつけて出席された方は大変ありがとうございました。その中で、3名ほど研修会に参加していただきまして、長野県農業会議のイトウ専務の話と、東京のほうからIターンで移住されましたセキさんご夫婦が、中野市に移住されまして、ブドウ、リンゴなどを手がける研修のお話をいただきました。また、元長野市の農業委員会長のほうからも、今までの農業委員会長としての経験などもいろいろ話されて、ためになる研修会ではなかったかと思えます。

それから、2月13日ですか、町のほうで秋に行われましたシャインマスカットの部とサンフジの部の表彰式がありまして、入賞された方に参加していただきまして授賞式を行いました。受賞された方は皆さん若い方で、これからのブドウ作り、リンゴ作りをしっかりとやっていただける人材ではなかったかなと思っております。

それと、それに引き続きまして、町農業再生協議会の講演会ということで、株式会社アイズローション、小林社長によるウェブを活用したブランディングで、これからの農業をいかに戦っていくかということで講演をいただきました。13日にはたくさんの方に参加していただきまして、いい講習会になったのではないかと思います。

それと、2日前に町の町長選が行われたわけですけれども、現新の一騎打ちということで、残念ながら現町長、竹節町長が落選してしまったわけですけれども、新しく平澤さんが当選したわけですけれども、子育て支援に力を入れる、観光と農業に力を入れるという目標を持って公約に掲げていましたけれども、それを実行していただくべく人材だと思っておりますので、皆さんにまた、会う機会もあると思えますけれども、山ノ内を元気ある町にさせていただきたいと、そのように思っております。今日は、案件が多数ありますけれども、皆さんの協力をもって進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き、議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任について、本日は

16番 白鳥金次 委員

17番 湯本貴文 委員

よろしくお願いいたします。

<議事>

- 議 長 それでは、議事に入りたいと思います。
5番の議事(1)報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 1ページ目をお願いします。報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月3件です。
1件目、農地所有者、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者が〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、現況面積1,054平米、あっせんの希望はございません。
2件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、ほか1筆、現況地目、畑、現況面積2,111平米、あっせんの希望はございません。
3件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、ほか13筆、現況地目、畑、現況面積2万265平米、一部あっせん希望ありということで、図を20ページに載せてあります。相続した14筆のうちの2筆をあっせんを希望しています。以前はリンゴが植わっていたそうですが、今は抜根して何も植わっていない状況だということです。
以上、報告します。
- 議 長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何かご質問があるようでしたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2)議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 資料2ページをお願いします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月11件です。
1件目ですが、申請人、貸人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積7,040平米、耕作面積2万4,891平米、家族総数4、稼働人員が2です。借人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数4、稼働人員がゼロです。申請地は大字平穏字夜間瀬〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積が2,337平米となります。契約内容は賃貸借で賃料は5,000円となります。
理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため経営規模の縮小、借人につきましては、ブドウの作付で新規就農となっております。
位置図を21ページ、公図を22ページに載せております。
2件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに9,349平米、家族総数、稼働人員は2です。受人は〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに4,638平米、家族総数1、稼働人員がゼロです。申請地は大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で面積が1,120平米となります。契約内容は交換となります。
理由ですけれども、登記について、当事者間で農地所有の認識が異なっていたため、農地を交換するとなっております。
位置図を23ページ、公図を24ページに載せております。
3件目ですが、2件目の農地と交換する農地となります。
申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇〇、受人は〇〇の〇〇〇〇〇、申請地は大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積が1,029平米となります。契約内容は交換で、

理由ですけれども、同じく登記について当事者間で農地所有の認識が異なっていたため、農地を交換するとなっております。

位置図を25ページ、公図を26ページに載せております。

4件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに185平米、家族総数2、稼働人員が1です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積1,740平米、家族総数1、稼働人員は1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は畑で面積が185平米となります。契約内容は売買で、価格は37万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため廃業、受人につきましては野菜の作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。

5件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,801平米、家族総数3、稼働人員が1です。受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに4,830平米、家族総数4、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は畑で面積が630平米となります。契約内容は贈与となります。

理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては自宅と隣接する農地であるため、贈与を受け、野菜の作付をするとなっております。

位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。

6件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,801平米、家族総数3、稼働人員が1です。受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに6,137平米、家族総数5、稼働人員が3です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田で面積が513平米となります。契約内容は贈与となります。

理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては所有農地と隣接する農地であるため、贈与を受け、野菜の作付をするとなっております。

位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。

4ページをお願いいたします。

7件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,354平米、耕作面積ゼロ、家族総数2、稼働人員がゼロです。受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積8,457平米、耕作面積1万6,377平米、家族総数5、稼働人員が3です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は田で面積が226平米となります。契約内容は売買で、価格は6万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては渡人から借り受けていた農地を取得し、リンゴの作付となっております。

位置図を33ページ、公図を34ページに載せております。

8件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積5,354平米、耕作面積ゼロ、家族総数2、稼働人員がゼロです。受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積3,324平米、耕作面積7,825平米、家族総数3、稼働人員が3です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑と田で現況の面積が4,501平米となります。契約内容は売買で、価格は40万円となります。

理由ですけれども、渡人につきましては町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては渡人から借り受けていた農地を取得し、リンゴと野菜の作付となっております。

位置図を35ページ、公図を36ページに載せております。

9件目ですが、申請人、貸人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに4,872平米、家族総数2、稼働人員が1です。借人は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員が1です。申請地は大字戸狩字〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇ー〇、同じく〇〇〇ー〇、地目は田と畑で合計面積が2,495平米となります。契約内容は賃貸借で、賃料は全体で3万円となります。

理由ですけれども、貸人につきましては高齢のため経営規模の縮小、借人につきましてはリンゴの作付で新規就農となっております。

位置図を39ページ、公図を40ページに載せております。

10件目ですが、申請人は9件目と同じで、こちらは売買となります。渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、受人は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地は大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で面積は599平米、価格は15万円となります。

理由ですけれども、借人につきましては新規就農のためとなっております。

位置図を42ページ、公図を43ページに載せております。

11件目の案件なのですけれども、貸人は〇〇の〇〇〇〇〇、受人が一般財団法人の〇〇〇、こちらの案件なのですけれども、農業目的ではなく地役権の設定ということになります。申請地なのですけれども、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は653平米、契約内容ですが、10年間の賃貸借ということで、賃料は年間2万円になります。

事由の詳細ですが、〇〇にある外湯、〇〇〇〇の排湯管が申請農地に埋設してありまして、その日常の耕作するというのではなく、地下の排湯管の使用ということで今回地役権を設定するという案件になります。

位置図が44ページ、公図を45ページに載せております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、1番の案件から補足説明をお願いいたします。湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇〇〇さんのお孫さんが、〇〇〇〇さんのところに嫁に行かれまして神奈川で生活されておりました。農業がやりたいということでこちらに来られまして、〇〇〇〇〇さんの息子の〇〇〇〇〇〇さんと共に一緒に農業を勉強しながらやられておりました。今は〇〇〇〇〇〇さんと別経営ということで、別に経営されておまして、今回この畑を借りられてブドウを作られるということで、しっかりやられておますので問題ないと思います。お願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。2番、3番の案件について、同じ人なので、補足説明を上原委員、2番、3番をお願いいたします。

上原委員 2番、3番の案件ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんということで、この申請の24ページと26ページのほうで見てもらうと、24ページのほうの申請地が名義というか、〇〇〇〇さんになっているのですが、実際ここが〇〇〇〇さんの土地で、昔から〇〇〇〇さんがこの畑を借りられていて、その次の26ページを見ていただ

くと、申請地2筆になっていて、この斜線がかかっている1筆が〇〇〇〇さんになっているのですが、実際はこれ〇〇〇〇さんのところということです。数年前に国勢調査が入ったときに本人たちはこれを見て分かったのだけれども、まあお互い分かっているからいいじゃないかということでそのままにされてあったのですが、ここに来て〇〇〇〇さんもちよつと体調を崩されたりとか、〇〇〇〇さんも、今はお一人で住まれているのですが、子供さんにこのまま引き継ぐのも大変だということで、お互いこれではよくないなということで、子供さんたちに残すにもはっきりしておいたほうがいいということでこういうことになりました。本人たちもいいかなというところはあったのですが、ぜひこの機会に正規に戻して、ちゃんとしておいたほうが行く行くいいんじゃないですかというアドバイスもした結果、ではここで変えたいということで申請になりました。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番と3番の案件についてご質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 〇〇さんにありましては、ずっと農業のほうから離れていらっしゃっていて、〇〇さんが以前はサラリーマンをやっていたのですが、そのときからずっと、小さな畑なのですが、ここをちょっと借りて野菜を作っていたというところであります。〇〇さんも退職されてしっかり自分で農業もできるということと、〇〇さんがここで譲るという話になったもので、お互いに売買になったということです。〇〇さんも本当にこの畑をもう何十年もやっているところですので、問題ないかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。4番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番、6番の案件については、2件同一ですので2つお願いいたします。福井委員、お願いいたします。

福井委員 まず、〇〇〇〇さんなのですけれども、贈与を受けた農地は自宅の住宅の隣にあり、数年前より一部を借りて耕作をしておりました。このたび規模拡大ということで、大変意欲的でありますので問題ないと思えます。
次に、〇〇〇〇さんなのですけれども、贈与を受けた農地は現在耕作している隣であり、〇〇さんも今は会社勤めをしていますけれども定年を迎え、これから農業をやっていきたいということで、大変真面目な方で問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。5番の案件に質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

7番の案件について、湯本浩委員、補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 ○○さんは、以前からこの畑を借りていまして、今回、○○さんからこの畑を買ってもらえないかということで買うことにされ、引き続きリンゴの栽培をされるということで、しっかりやっておられますので問題ないと思います。お願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
8番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは、○○さんの親戚で、借りていたのですが、ここで買って欲しくないかということで、そういう話がありまして買うことになりました。○○さん自体は、もう事故で農業ができないのですが、奥さんが一生懸命やっています。また、息子さんも土日に来て、消毒とかいろいろなことをやっていますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番、10番を一緒をお願いいたします。上原委員。

上原委員 ○○○○○○○とありますが、○○地区、今は○○に住んでいらっしゃる○○○○さんという方で、この春より新規就農されるということで、○○の○○○○さんのところで里親で研修をされて、それで○○さんもいろいろ農地を心配していただいて、○○○○さんの畑を、9番のほうは借りるということと、10番は売買、買われるということであります。この間、○○さんにお会いしていろいろ話をしたのですが、いろいろしっかりした考えの持ち主で、意欲的にこれからやっていきたい、また、法人化して税制面も有利にやっていくということで、おうちも買われて、そこに住んでいらっしゃるし、あと、農機具も購入されて、意欲的に物すごいしっかりして頑張っていきたいということでお話を伺いました。1回しかまだ会っていないのですが、本人も一生懸命やりたいということで、まだ若いということもあって、今後はもっといろいろと活躍、もっと圃場を増やしてやっていけると思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。9番の案件について質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 ○○○○○○○は、○○さんは既に法人化されているということですか。

上原委員 されていらっしゃいます。

議長 ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、11番の案件について、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○○○○○○○○は、上条の共同浴場、瑠璃の湯の管理をしています。温泉の排湯管が地下に埋設されていまして、○○○○さんの農地の地下を通っています。地下を通っているということで、○○○は○○○さんに年間2万円の土地の賃借料を払っています。現在、○○○さんに排湯管理設を許可してもらっていますが、今後、土地の売買や相続が行われ、所有者が代わった場合に排湯管の埋設を拒否される可能性があります。ということで、そのために地役権を設定して、上条会で農地の地下を使用する権利を正式に得るために申請したということです。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、(3)番、議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料9ページをお願いします。議案第4号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月公社との売買が2件、利用権設定の新規設定が9件、再設定が11件の計22件です。

まず、売買のほうから申し上げます。

1件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○の○○○○、移転する者、○○○
○○○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○、ほか5筆、現況地目は畑
で、合計面積6,389平米。利用目的はブドウの作付になります。所有権の移転
時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和5年3月15日、対価
につきましては200万3,200円となります。

2件目ですが、所有権の移転を受ける者、○○○の○○○○、移転する者、○○○
○○○○○○、移転する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○-○、ほか2筆、現況
地目は畑で、合計面積1,228平米。利用目的はリンゴと野菜の作付になります。
所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和5年3月
15日、対価につきましては113万5,800円となります。
続きまして、11ページをお願いいたします。件数が多いため説明を省略させてい
ただきます。

1件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○、設定する者が○○○の○○○
○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○-○、現況地目は畑で面積1,730
平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

2件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○、設定する者が○○の○○○○、設
定する農地、大字戸狩字○○○○○○-○、字○○○○○○-○、現況地目は畑で合計
面積2,964平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴと野菜の作付を予定
しています。

3件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○○の○○○
○、設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○○○-○、現況地目は畑で面積627
平米。利用権の種類は賃借権、再設定で桃の作付を予定しています。

4件目ですが、設定を受ける者が○○○○○の○○○○、設定する者が○○○○○
の○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○○-○、現況地目は畑で面
積141平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でブドウの作付を予定しています。

5件目ですが、設定を受ける者が○○の○○○○、設定する者が○○○の○○○○、
設定する農地、大字平穏字○○○○○○○○-○、ほか3筆、現況地目は畑で合計面積

が5, 762平米。利用権の種類は賃借権と使用貸借になります。新規設定でリンゴとブドウの作付を予定しています。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇-〇、現況地目は畑で合計面積2, 046平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積489平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

12ページをお願いします。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇-〇、現況地目は畑で合計面積1, 821平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積1, 931平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、ほか2筆、現況地目は畑で合計面積3, 500平米。利用権の種類は賃借権、再設定で桃の作付を予定しています。

11件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、ほか2筆、現況地目は畑で合計面積1, 154平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

12件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で面積1, 038平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

13件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇-〇、現況地目は畑で合計面積4, 503平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

14件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積4, 635平米のうち1, 854平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

15件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇-〇、現況地目は畑で合計面積4, 193平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

16件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積が6, 060平米のうち3, 030平米。利用権の種類は賃借権、再設定でリンゴの作付を予定しています。

17件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で面積6, 060平米のうち3, 030平米。利用権の種類は賃借権、再設定でプラムの作付を予定しています。

18件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇、ほか3筆、現況地目は畑と田で合計面積6,913平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

19件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇ー〇、ほか2筆、現況地目は畑で合計面積4,391平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

20件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目は畑で面積2,800平米。利用権の種類は賃借権、新規設定でリンゴの作付を予定しています。

以上、22件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、補足説明をお願いいたします。
所有権移転のほうからお願いいたします。1番の案件を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 県の〇〇を経由しての畑の売買で、以前11月に各地主さんから〇〇のほうにいった案件であります。計画どおりというので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件を、同じく湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 これも同じく〇〇のほうに地主さんのほうからいって、〇〇さんのほうに売買するということで話が決まった案件であります。〇〇さんの自宅のすぐ裏の畑ということで、〇〇さんもよく農業をやっているらしいので問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
続きまして、利用権設定の補足説明ということでお願いいたします。
1番の案件について、藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 この畑は、設定を受ける〇〇さんのお宅に隣接する畑で、〇〇〇〇さんのご高齢でできないということで〇〇さんをお願いしたところ、快くやるという返事をいただいたもので、〇〇さんは2年ほど前に新規就農で入った60前、55ぐらいの方なので、頑張っていると思います。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
7番の案件について、私のほうから補足説明いたします。

議 長 ○○○さんは、現在勤め人ということで、農業をされていないということで、これも再設定ですので、○○○○さんのほうですけれども、まだ若手で頑張って農業をされている方ですので間違いないと思います。契約が1年契約となっていますけれども、お母さんも手伝って農業をされているということで、お母さんもいつできなくなるかなということを考えて1年契約ということで契約しているそうです。○○さんも頑張ってやっていますので、間違いないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 7番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
8番、9番、続けて補足説明を私がさせていただきます。

議 長 ○○○○○さんなのですけれども、高齢ということで農業ができないということで、再設定で○○○○さんが栽培されるわけですけれども、○○さんは住所が○○○になっているわけですけれども、実家が○○にあつて、○○の実家のほうも農業をやっているわけですけれども、そちらのほうに農機具などを置いていただく中で、両親も農業ということで、畑は別に栽培しているわけですけれども、忙しいときにはお互いに手伝い合つて農作業をされているそうです。○○さんも若くて頑張り屋ですので間違いないと思います。
それと、9番の○○○○さんなのですけれども、○○さんも高齢ということで、これは新規設定ですけれども、○○○○さんのほうは高齢になってきて、今までは作っていたのですけれども、ちょっと無理があるかなということで、今まで半分借りていたほうと、その隣のほうを一括で作るとということで、○○○○さんも頑張るそうですので、間違いないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 8番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について、湯本浩委員、お願ひいたします。

湯本浩委員 この案件も再設定ということで、引き続きこの畑もしっかり作られるということで問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
11番の案件について、湯本浩委員、お願ひいたします。

湯本浩委員 ○○さんは、高齢で規模縮小されるということで、この土地につきましては、ほかの人が借りておられました但返されたということで、今回、○○○○さんが借りられて、リンゴを植えられ規模を拡大されるということです。しっかりやられていますので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。11番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
12番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 再設定です。この方は、○○さんはちょっと高齢で、少し心配なところがあるかもしれませんが、奥さんがやる気でいらっしゃると思いますので、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
13番の案件について、私が補足説明をいたします。

議 長 ○○さんなんですけれども、○○さんのおじいさんがリンゴ栽培を手がけていたわけなんですけれども、おじいさんが亡くなり、○○さんは孫に当たるのですけれども、勤め人ということで、できないということで、お母さんが女一人での農業はちょっと難しいということで、上原委員の紹介で○○○○さんが栽培されることになりました。○○○○さんも2年ほど前に就農されまして、この春また息子さんが就農する予定です。親子でまたリンゴ作りのほうを頑張ると思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 13番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
14番、15番、16番、17番の案件について、16番の案件まで湯本久万委員、補足説明をお願いいたします。

湯本久万委員 ○○さん、○○さん、○○さんの3人は、○○○に住んでおられて、農業ができない○○さんの畑を今まで借りて作っておられまして、大変手入れよく作っておられます。それで、また引き続き再設定で借りて作るということなので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。14番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
15番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

16番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
17番の案件について、渡辺委員、補足説明をお願いいたします。

渡辺委員 今やりました14番から16番と同じで〇〇さんの土地で、10年前に〇〇さんのご両親が亡くなったことによって、〇〇さんが当時農業委員をされていたそうで、16番の〇〇さんも同じく委員だったということで、畑を2人で半分にして借りて、上原さんはプラムを栽培されているということです。再設定ですので、しっかりやられておられますので問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
18番の案件について、私のほうから補足説明させていただきます。

議 長 〇〇〇さんなのですが、何十年も前に東京のほうに越されまして、農地がそのままになっていたわけですが、ほかの人にしばらく野菜などの栽培で貸していたわけですが、それで返還されまして、その後、何年もちょっと栽培されずに放置されていたわけですが、ここで〇〇〇〇さんが借りることになり、親戚関係ということで、問題もなくお借りできたようですから問題はないと思います。〇〇さんも若くて、先ほどもありましたようにブラッシュアップで表彰されるほどの人ですので、しっかりやると思いますのでよろしく願います。

議 長 18番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
19番、20番の案件を、一緒をお願いいたします。

上原委員 19番ですが、〇〇〇さんですが、もうちょっと年もしてきて、今の面積をやるのも大変だということで、〇〇〇〇君にどうかという話をしたら、〇〇君は1年目で本格的にうちに入ってやっているのですが、リンゴ作りに特に情熱を持ってやっていたらいいと思います。ということで、この畑を借りて栽培するということで話がまとまりました。
その下の20番なのですが、同じく〇〇〇〇君なのですが、〇〇さんのこの畑は数年前からちょっと荒れた状態なのですが、〇〇君の畑の地続きで、すぐ隣で、彼もやっぱり見るに見かねるわけではないのですが、そこもきれいにして、新植しながら栽培したいということでこの畑を借りることになりました。〇〇君は若くて、これからどんどん〇〇でもかなり栽培をしていくと思います。問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 ありがとうございました。19番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
20番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
本日の議事はこれで終了です。大変ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、進行、ありがとうございました。
それでは、6、その他ということで、事務局より説明をよろしく願いいたします。

<その他> 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について
令和5年度下半期農地流動化補助金について

会長代理 以上をもちまして、第2回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時31分